

5-61 前部霧灯

5-61-1 装備要件

自動車の前面には、前部霧灯を備えることができる。（保安基準第33条第1項）

5-61-2 性能要件（視認等による審査）

- (1) 前部霧灯は、霧等により視界が制限されている場合において、自動車の前方を照らす照度を増加させ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

（保安基準第33条第2項関係、細目告示第199条第1項関係）

- ① 前部霧灯は、白色又は淡黄色であり、その全てが同一であること。
 - ② 前部霧灯は、①に規定するほか、5-57-2-2③及び④の基準に準じたものであること。
- (2) 次に掲げる前部霧灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第199条第2項関係）

- ① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前部霧灯
- ② 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた前部霧灯又はこれに準ずる性能を有する前部霧灯

5-61-3 取付要件（視認等による審査）

- (1) 前部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第33条第3項）

この場合において、前部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第199条第3項関係）

- ① 前部霧灯は、同時に3個以上点灯しないように取り付けられていること。
- ② 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える前部霧灯は、その照明部の上縁の高さが地上800mm以下であって、すれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下（大型特殊自動車、小型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備える前部霧灯でその自動車の構造上地上1200mm以下に取り付けることができないものにあつては、その照明部の上縁がすれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下となるように取り付けることができる最低の高さ）、下縁の高さが地上250mm以上となるように取り付けられていること。

この場合において、次に掲げる自動車にあつては、照明部の上縁の高さを地上1200mm以下と読み替えて適用する。

- ア 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）
- イ 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量3.5t超のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）
- ウ 三輪自動車及び被牽引自動車

- ③ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える前部霧灯は、その照明部の中心がすれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面以下となるように取り付けられていること。

- ④ 前部霧灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内（大型特殊自動車、小型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備える前部霧灯でその自動車の構造上 400mm 以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最外側の位置）となるように取り付けられていること。ただし、5-57-3(1)①ただし書の自動車に備える前部霧灯にあつては、この限りでない。
- ⑤ 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える前部霧灯の照明部は、前部霧灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方5°の平面及び下方5°の平面並びに前部霧灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より前部霧灯の内側方向10°の平面及び前部霧灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。この場合において、「すべての位置から見通すことができる」とは、別添9 2.4.の規定により審査したときに、審査の対象となる照明部のうち5-61-2で規定する部分を見通せることをいう（5-61、5-63から5-67まで、5-69から5-73まで、5-76から5-79まで及び5-81において同じ。）。
- ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、別添9 2.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること（5-61、5-63から5-67まで、5-69から5-73まで、5-76から5-79まで及び5-81において同じ。）。
- ⑥ 前部霧灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。
- ⑦ 前部霧灯は、5-61-3(1)①から⑥までに規定するほか、5-57-3(1)④及び⑨の基準に準じたものであること。
- ⑧ 前部霧灯は、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の点灯状態にかかわらず、点灯及び消灯できるものであること。
- ⑨ 前部霧灯は、車幅灯、尾灯、前部上側端灯、後部上側端灯、番号灯及び側方灯が消灯している場合に点灯できない構造であること。ただし、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動により前部霧灯を短い間隔で断続的に点滅する、又は交互に点灯させる場合にあつては、この限りでない。
- ⑩ 前部霧灯は、点滅するものでないこと。ただし、⑨ただし書の場合にあつては、この限りでない。
- ⑪ 前部霧灯の直射光又は反射光は、当該前部霧灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
- ⑫ 前部霧灯は、灯器の取付部に緩み、がたがない等5-61-2(1)に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。
- (2) 次の各号に掲げる前部霧灯であつてその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第199条第4項関係）
- ① 指定自動車等に備えられたものと同じの構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前部霧灯
- ② 法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える前部霧灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前部霧灯又はこれに準ずる性能を有する前部霧灯

5-61-4 適用関係の整理

4-61-4の規定を適用する。